

○ 公金の徴収及び収納、検針、窓口・電話対応、メーター交換

<p>No. XX</p> <p><u>羽曳野市水道事業水道料金等関連委託業務受託業者証</u></p>  <p>住所 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 名称 株式会社 羽曳野水道見本 代表者 羽曳野 太郎</p> <p>平成 XX 年 XX 月 XX 日交付</p> <p>氏名 羽曳野 水太郎</p> <p>羽曳野市水道事業 羽曳野市長</p> 	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1. 羽曳野市水道事業水道料金等関連委託業務受託者は、常に本証を携帯し、使用者等から提示を求められたときは、これに応じなければならない。2. 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。3. 本証は受託業務以外に使用又は利用してはならない。4. 委託業務の期間満了及び契約の解除並びにその他不要となったときは、直ちに本証を水道事業の管理者に返納しなければならない。
<p>No. XX</p> <p><u>量水器取替等業務委託業者証</u></p>  <p>住所 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 名称 株式会社 羽曳野水道見本 代表者 羽曳野 太郎</p> <p>平成 XX 年 XX 月 XX 日交付</p> <p>氏名 羽曳野 水太郎</p> <p>羽曳野市水道事業 羽曳野市長</p> 	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1. 量水器取替等業務受託者は、常に本証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。2. 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。3. 本証は受託業務以外に使用又は利用してはならない。4. 委託業務の期間満了及び契約の解除並びにその他不要となったときは、直ちに本証を水道事業の管理者に返納しなければならない。

○ 石川浄水場その他水道施設の運転管理、施設維持管理

<p>31XXXX-XXX 従事者証</p> <p>羽曳野市水道事業石川浄水場運転管理等委託業務</p> <p>会社名：株式会社 羽曳野水道見本 氏名：羽曳野 水太郎</p> <p>平成XX年XX月XX日交付</p> <p>住所：羽曳野市誉田4丁目1番1号 名称：株式会社 羽曳野水道見本 代表者：羽曳野 太郎 有効期限：平成XX年XX月XX日 まで有効</p> <p>羽曳野市水道事業 羽曳野市長 </p> 	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 石川浄水場運転管理等委託業務の従事者は、常に本証を右胸の見やすい位置に提示しなければならない。2. 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。3. 本証は受託業務以外に使用、又は利用してはならない。4. 委託契約の期間満了及び契約の解除並びにその他不要となったときは、直ちに本証を水道事業の管理者に返納しなければならない。5. 4ヶ月に1度検便を実施し、報告をしなければならない。
---	---

○ 公道等の漏水修繕等

<p> 作業従事者証 No. XX</p> <p>受託業者 住所 羽曳野市誉田4丁目1番1号 名称 株式会社 羽曳野水道見本 従事者氏名 羽曳野 水太郎</p> <p>業務名 羽曳野市水道事業 水道修繕等委託業務</p> <p>発行日 平成XX年XX月XX日 有効期限 平成XX年XX月XX日</p> <p>大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市水道事業 羽曳野市長 北川嗣雄 </p>	<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1. 羽曳野市水道事業水道修繕等委託業務受託者は、常に本証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。2. 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。3. 本証は受託業務以外に使用又は利用してはならない。4. 委託業務の期間満了及び契約の解除並びにその他不要となったときは、直ちに本証を水道事業の管理者に返納しなければならない。
--	---

○ 公道等の漏水調査

	作業従事者証		No. XX
	受託業者	住所	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
	名称	株式会社 羽曳野水道見本	
	従事者氏名	羽曳野 水太郎	
業務名	羽曳野市水道事業 水道修繕等委託業務		
発行日	平成 XX 年 XX 月 XX 日		
有効期限	平成 XX 年 XX 月 XX 日		
	大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号		
	羽曳野市水道事業		
	羽曳野市長 北川嗣雄		
注意事項			
1. 羽曳野市水道事業漏水調査委託業務従事者は、常に本証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。			
2. 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。			
3. 本証は受託業務以外に使用又は利用してはならない。			
4. 委託業務の期間満了及び契約の解除並びにその他不要となったときは、直ちに本証を水道事業の管理者に返納しなければならない。			